

築地地区まちづくり事業について

1 事業の名称

築地地区まちづくり事業

2 事業の場所

東京都中央区築地五丁目及び築地六丁目各地内（裏面位置図の活用都有地）

3 基本的考え方

水と緑に囲まれた都心の大規模な土地、歴史・文化資源などのポテンシャルを生かしながら、都心と臨海部を効果的に結びつけ、民間の力を最大限に活用して、東京や日本の持続的な成長につながるまちづくりを進めていく。

4 事業手法

- ・ 本事業では、公募型プロポーザル方式（都が実施方針、募集要項等を公表し、民間から企画提案を募る方式）により事業予定者を選定した上で、活用都有地に定期借地権を設定し、都から事業者に貸し付けを行う。
- ・ 定期借地権（本設整備）の期間は「70年間（舟運利便施設等の施設運用開始から70年間）+建設期間等」であり、期間中、事業者は自らの提案に基づき、施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行う。
- ・ また、事業者は、本設整備に先立つ、先行的なにぎわい創出についても提案、整備、運用等を行う。

5 これまでの主な経緯

平成31年3月： 築地まちづくり方針を策定（築地地区の将来像等を提示）

令和4年3月： 築地地区まちづくり事業の事業実施方針を公表

令和4年11月： 築地地区まちづくり事業の事業者募集要項を公表

令和5年8月： 応募者からの提案を受付（審査委員会による審査を実施）

令和6年4月19日： 事業予定者（※）を選定・公表

令和6年4月30日： 銀座地区及び築地地区合同まちづくり協議会

令和6年4月30日： 「勝どき・豊海地区まちづくり協議会」、「勝どき五・六丁目、豊海分会」及び「晴海地区まちづくり協議会」合同まちづくり協議会

令和6年7月～： 築地地区まちづくり事業マネジメント会議（有識者、都、事業予定者）開催

令和6年10月31日： 築地地区まちづくり協議会

令和 6 年 12 月 2 日 : 銀座地区及び築地地区合同まちづくり協議会
 令和 6 年 12 月 5 日 : 「勝どき・豊海地区まちづくり協議会」、「勝どき五・六丁目、豊海
 (今回) 分会」及び「晴海地区まちづくり協議会」合同まちづくり協議会

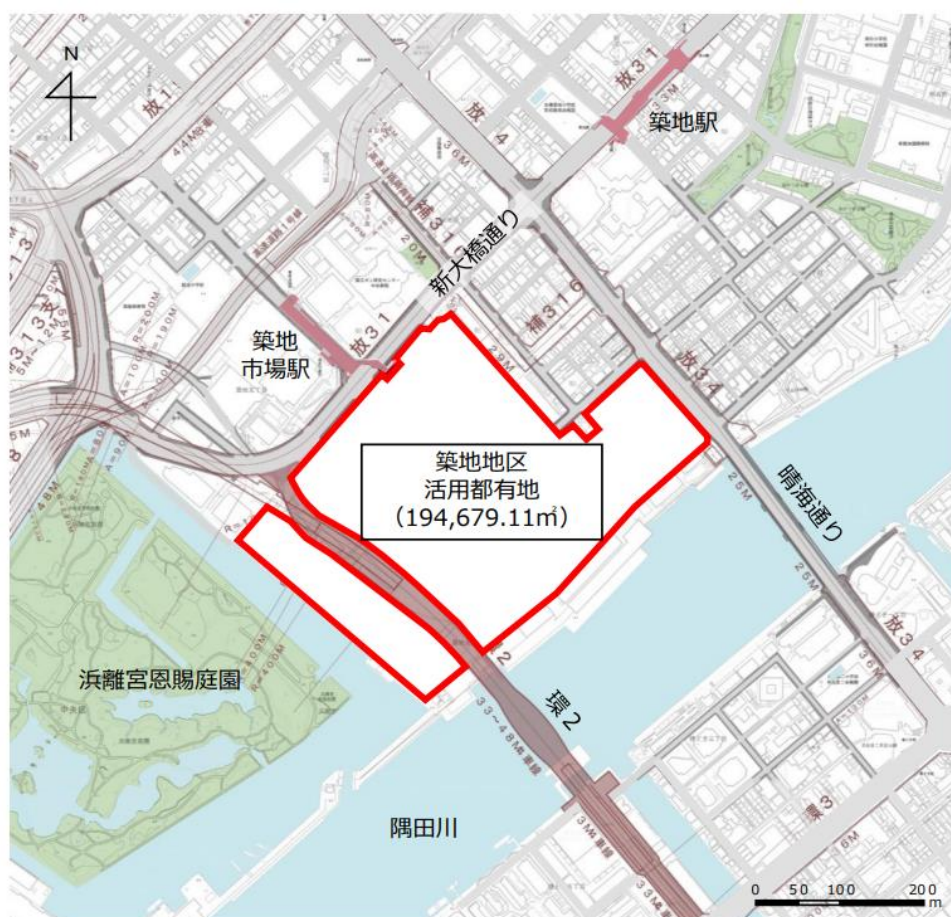
(※) 事業予定者 : グループ名 ONE PARK×ONE TOWN
 (構成員)

三井不動産株式会社 (代表企業)、トヨタ不動産株式会社、株式会社読売新聞グループ本社、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社竹中工務店、株式会社日建設計、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社朝日新聞社、トヨタ自動車株式会社

6 今後の予定

令和 6 (2024) 年度末 : 都と事業予定者等による基本協定の締結
 令和 7 (2025) 年度 : 先行にぎわい施設の着工
 令和 8 (2026) 年度末 : 定期借地権設定契約の締結
 令和 14 (2032) 年度 : 第一期建築工事の完了
 令和 20 (2038) 年度 : 第二期建築工事の完了

(位置図)



この地図は、国土院院長の承認 (平 24 関公第 269 号) を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500) を使用 (3 都市基交第 983 号) して作成したものである。
 また、道路網図を使用 (承認番号) 3 都市基交第 277 号、令和 4 年 3 月 3 日) している。無断複製を禁ずる。